

契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規程によりお渡しする書類です。)

この書面をよくお読みください。

商号 FP&証券アナリスト 宮川 集 事務所
住所 〒790-0011
松山市千舟町5丁目5-15 宮川ビル4F

金融商品取引業者 当事務所は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、
登録番号は次の通りです。

登録番号 四国財務局長（金商）第 22 号

1. 投資顧問契約の概要

- (1) 投資顧問契約は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- (2) 当事務所の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当事務所の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当事務所はこれを賠償する責任は負いません。

2. 報酬等について

投資顧問契約により、有価証券の価値の分析またはこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し助言を行い、お客様から前払いで助言報酬をいただきます。

契約資産額	報酬額	助言の方法
500万円未満	助言1回につき6,000円（税別）	電話・メール・面談 お客様の希望の方法
500万円以上	一契約期間につき、助言資産額の0.3%（税別）	同上

※助言資産額・・・助言を受けたい投資商品の契約締結時（更新時）の時価

- ① 助言を受けたい投資商品の契約締結時（もしくは更新時）の時価（以下、契約資産額）という。）を顧客からヒアリングの上、助言開始時の投資損益と資産配分を把握し、顧客のリスク許容度と目標リターンを確認しながら、目標とする資産配分を決定します。
- ② 目標とする資産配分に近づける、もしくは目標からのズレを修正するために、保有商品の売却や推奨商品の購入を助言します。また、顧客のリスク許容度の変化により、目標とする資産配分を大幅に変更する場合があります。
- ③ 助言は、1契約期間につき、
 助言資産額 500万円までは1契約期間に1回、
 助言資産額 3,000万円までは1契約期間に2回、
 助言資産額 6,000万円までは1契約期間に3回、
 助言資産額 6,000万円超は1契約期間に6回、
 行い、これを超える回数を希望される場合は、超過1回につき6,000円（税別）の追加報酬をいただきます。また、助言資産額3,000万円超の場合は、当事務所が作成する現状分析書を助言の都度お渡しします。

その他の費用 松山市以外の面談は、交通費実費を請求する場合があります。

※アフターフォローの為に、市況などの解説レポートを随時メールで配信します。

※メール・電話等により随時相談を受け付けます。

※契約期間は6か月とし、契約満了の日までに契約当事者が契約終了を申し出ない場合、助言資産額に変更がない場合は自動更新されます。助言資産額を変更される場合は、新たに契約していただきます。

3. 有価証券等にかかるリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

イ. 価格変動リスク

一般に株式や債券、投資信託等の価格は、市場環境、内外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。特にエマージング諸国の証券は、先進国の証券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、価格に大きな影響を与える場合があります。株式や債券、投資信託等の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

ロ. 金利リスク

一般に公社債は金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落します。価格変動は、残存期間・発行条件等により異なります。残存期間の長い債券は変動が大きくなるリスクがあります。

ハ. 信用リスク

有価証券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変動等により、投資元本を割り込むおそれがあります。

一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、発行された株式、債券等の価格変動により重大な損失が生じるリスクがあります。

一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります）するリスクがあります。

不動産投信等が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、大きな損失を被る可能性があります。

有価証券の発行者の経営・財務状況が、金融商品取引所の定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があります。

ニ. 為替変動リスク

外貨建ての場合、または、外貨建て資産を組入れた場合は、為替相場の影響を受けます。投資元本を日本円で受け取る場合、外国為替市場の変動により投資元本を割り込むおそれがあります。外貨建資産を組入れた円建て有価証券等の場合は、外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合

には、価格が値下がりする要因となります。

ホ、流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

一般に新興国の株式や債券、不動産等は、先進諸国と比べて、市場規模や取引量が少ないため、相対的に流動性リスクが高いと考えられます。

へ、カントリー・リスク

エマージング諸国（新興国）へ投資する場合は、先進国の証券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、価格に大きな影響を与える場合があります。また、投資対象国であるエマージング諸国における非常事態など（金融危機、デフォルト、重大な金融政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政権交代、戦争など）の政治・経済情勢、市況動向や資金動向などによっては、重大な損失が生じるリスクがあります。また、情報の開示などの基準が先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。

投資対象諸国の税制は先進国と異なる場合があります、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。

ト、オルタナティブ投資のリスク

オルタナティブ投資とは『伝統的資産以外の代替資産』と、『伝統的運用以外の伝統的資産運用方法』で運用される投資対象のことを総合的に指します。

『代替資産』とは「プライベート・エクイティ」、「ベンチャー・キャピタル」、「不動産等」、「コモディティ」等が含まれます。『代替的運用』には「ヘッジファンド」、「マネージド・フューチャーズ」等が含まれます。

オルタナティブ投資で運用する金融商品は一般的に情報開示が少なく、流動性も低いため、値動きの予測がしにくい等の特徴があります。また、借入金を活用して実際の投資金額以上の投資規模で運用を行う場合もあります。

どのような手法、戦略を用いているのか、どのようなリスクを持ち合わせているのか十分に理解した上で、ご自身で判断する必要があります。

チ、信用取引のリスク

信用取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額

の取引を行うことがあり、生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の価格の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

4. クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱い
は、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとします。

イ、投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合

投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。

ロ、投資顧問契約に基づく助言を行っている場合

日割計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）を差し引いた残額を返金します。

この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。尚、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。その場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割計算した額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返金します。

5. 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

6. 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- (1) 契約当事者が契約満了の日までに契約終了の申出をしたとき
- (2) クーリング・オフまたはクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申し出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用をご覧ください）。
- (3) 当事務所が投資助言葉を廃業したとき。

7. 禁止事項

当事務所は、当事務所が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- (1) 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - ・ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引
 - ・ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理。
 - ・ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ、又は代理
 - イ. 取引所金融市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ロ. 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - ・ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ、又は代理
- (2) 当事務所及び当事務所と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客からの金銭、有価証券の預託を受け、又は当事務所及び当事務所と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。
- (3) 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、又は代理を行うこと。

8. 反社会的勢力等の排除

当事務所は、次に掲げる者との間で投資助言をはじめ一切の取引行為を行いません。取引契約後にこれらの事項が判明した場合には、直ちに契約の撤回をさせていただきます。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」）
- (2) 暴力団員等が経営を支配し、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

- (3) 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (5) その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) 以上のほか、次に掲げる行為をする者
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当事務所の信用を毀損し、又は当事務所の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他これらに準ずる行為

9. 事務所の概要等

- (1) 代表者の氏名 宮 川 集
- (2) 分析者・投資判断者 宮 川 集
- (3) 助言者 宮 川 集
- (4) 当事務所への連絡方法及び苦情等の申出先
電 話 089-947-0702
メールアドレス info@fp-miyagawa.com
- (5) 当事務所が加入している金融商品取引業協会
当事務所は、一般社団法人 日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、管轄の財務局で当事務所の登録簿を自由にご覧になれます。
- (6) 当事務所が行うその他の業務
当事務所は、投資助言業の他に、確定拠出年金の投資教育セミナーの講師業、投資信託委託会社の顧客向け・販社向け勉強会の講師業及び事業の譲渡・譲受に関する助言業を行っています。

10. 苦情処理措置について

- (1) 当事務所は「顧客保護等管理に関する規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様の御理解をいただくように努めています。
当事務所の苦情等の申出先は、上記9. の苦情等の申出先のとおりです。
また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ①お客様からの苦情等の受付
 - ②解決案の検討
 - ③解決案の提示・解決
- (2) (1)により苦情の解決を図るほか、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしております。この団体は、当事務所が加入しています一般社団法人 日本投資顧問業協会からの苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体を御利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

- (3) 証券・金融商品あっせん相談センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは同センターに照会して下さい。
- ①お客様からの苦情の申立
 - ②会員業者への苦情の取次ぎ
 - ③お客様と会員業者との話し合いと解決

1.1. 紛争解決措置について

- (1) 当事務所は、上記の特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしております。同センターは当事務所が加入しています一般社団法人 日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当事務所との紛争解決のため、同センターをご利用になる場合は、10. に記載の連絡先にお申出下さい。
- (2) 同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターに照会して下さい。
- ①お客様からのあっせん申立書の提出
 - ②あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
 - ③お客様のあっせん申立金の納入
 - ④あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
 - ⑤あっせん案の提示、受諾